

奈良県における 「建設リサイクル」の実施に関する指針

奈 良 県 土 木 部
平成 14 年(2002) 3 月

奈良県における「建設リサイクル」の実施に関する指針 要旨

1. この指針の位置づけ

建設リサイクル法第4条に基づいて、奈良県における実施に関する事項を定めた指針です。

2. 建設リサイクルの基本的方向

「環境への負荷の少ない循環型社会経済システム」としての建設リサイクルを実施・促進するためには、建設資材廃棄物の発生を抑制し、使用された建設資材を再使用し、建設資材廃棄物を再資源化することが必要です。

まず、一定規模以上の工事を発注する方は、受注業者が書面で説明する工事内容・リサイクルの義務等を理解し、工事に着手する7日前までに、県（奈良・橿原・生駒の各市においては市）が定めた窓口へ届出しなければなりません。

元請業者は、その工事に従事する施工者とともに特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材）についての分別解体等を行い、これらの廃棄物を再資源化しなければなりません。ただし、廃木材は、再資源化施設からの直線距離が50km圏外である場合、適正に縮減（焼却）することもできます。

平成14(2002)年5月30日から適用する本県における規模の基準は政令と同一です。

- ・建築物の解体工事 床面積の合計 80m²以上
- ・建築物の新築・増築工事 床面積の合計 500m²以上
- ・建築物のその他の工事 請負代金の額 1億円以上
- ・その他工作物・土木工事 請負代金の額 500万円以上

3. 建設資材廃棄物の発生を抑制するための方策

産業廃棄物のうち建設資材廃棄物は、最終処分量の4割を占めています。最終処分量を減らすとともに、廃棄物の発生を抑制することが特に重要です。建築物等の長期的使用、使用済コンクリート型枠の再使用等に努める必要があります。

4. 再資源化等に関する目標の設定と再資源化を促進するための方策

平成22(2010)年度における再資源化等率（縮減を含む。）は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、廃木材（建設発生木材）のいずれも、95%とします。

他の建設資材のリサイクル、再資源化施設の効率的な稼働等にも努める必要があります。すでに塩化ビニル管・継手等、石膏ボードの端材は製造者等による回収が行われています。

5. リサイクル資材等の利用を促進するための方策

公共事業・民間工事ともに、リサイクル資材の利用に積極的に取り組む必要があります。県は、特に公共事業での利用促進をはかるとともに、必要な普及啓発等に努めます。

6. その他の重要事項

建設リサイクルに要する費用は、発注者と受注業者の間で適正に負担されることが必要です。

また解体工事の施工にあたっては、フロン類・非飛散性アスベスト・防腐処理された木材・P C B 等に注意し、有害物質の拡散等を防止することが重要です。

奈良県における「建設リサイクル」の実施に関する指針

[特定建設資材についての分別解体等と
建設資材廃棄物の再資源化を促進するための指針]

目 次

ページ

1. この指針の位置づけ	1
2. 建設リサイクルの基本的方向	1
2. 1 建設リサイクルの基本的な理念	1
2. 2 関係者の役割	2
2. 3 建設リサイクルの基本的方向	3
2. 4 本県における建設リサイクルの基本的方向	4
3. 建設資材廃棄物の発生を抑制するための方策	11
3. 1 建設資材廃棄物の発生を抑制する必要性	11
3. 2 関係者の役割	11
4. 再資源化等に関する目標の設定と再資源化を促進するための方策	12
4. 1 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定	12
4. 2 建設資材廃棄物の再資源化を促進するための方策	12
5. リサイクル資材等の利用を促進するための方策	14
5. 1 リサイクル資材の利用についての考え方	14
5. 2 関係者の役割	14
5. 3 リサイクル資材等の公共事業での率先利用	15
5. 4 リサイクル資材の利用の意義に関する知識の普及	15
6. その他の重要事項	16
6. 1 建設工事の請負代金の額に反映されるべき費用	16
6. 2 各種情報の提供等	16
6. 3 解体工事・廃棄物処理の過程における有害物質等の発生抑制	16
6. 4 環境への負荷の評価についての考え方	17

1. この指針の位置づけ

この指針は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12（2000）年5月31日公布、略称「建設リサイクル法」）第3条に基づいて国が定めた「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」（平成13（2001）年1月17日公表）に即して、建設リサイクル法第4条に基づき、奈良県における建設リサイクルの実施（特定建設資材についての分別解体等を促進し、また建設資材廃棄物の再資源化を促進すること等）のために必要な事項を定めたものです。

2. 建設リサイクルの基本的方向

2. 1 建設リサイクルの基本的な理念

（1）建設リサイクルの基本的な理念

資源の有効な利用の確保と廃棄物の適正な処理を図るために、建設資材の開発・製造から建築物・工作物の設計、建設資材の選択、分別解体等（廃棄物を分別しながらの施工）を含む工事の施工、廃棄物の発生等に至る各段階において、①建設資材廃棄物の発生を抑制すること、②使用された建設資材を再使用すること、③建設資材廃棄物の再資源化を促進すること、という観点を持った「環境への負荷の少ない循環型社会経済システム」を構築することが必要です。

このため、建設資材廃棄物という個別の廃棄物に着目して、その再資源化を促進するには、本県における工事の実態や建設業の産業特性を踏まえながら、建設資材の製造者・建築物等の設計者・発注者・建築物等の所有者・元請業者・工事の施工者・建設資材廃棄物の処理者・県・市町村などの関係者による必要な措置が一体的に実施されなければなりません。

（2）建設資材のリサイクルの考え方

循環型社会経済システムの一環としての建設リサイクルを実施するために、関係者は、建設資材のリサイクル（分別解体等と廃棄物の再資源化）を行う必要があります。この建設資材のリサイクルを行うにあたっては、循環型社会形成推進基本法第7条において「循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則」として示された考え方へ従うこととします。

- ① まず、建設資材廃棄物の発生を抑制します。
- ② 次に、使用された建設資材を再使用します。
- ③ 発生の抑制や再使用を行っても発生する建設資材廃棄物は、再生利用（マテリアル・リサイクル）します。
- ④ 再生利用が技術的に困難であったり、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合で、燃料として利用できるもの又はその可能性のあるものは、熱回収（サーマル・リサイクル）します。
- ⑤ 再使用・再生利用・熱回収のいずれもが不可能なものは、適正に処理し最終処分します。

なお、③④⑤を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（略称「廃棄物処理法」）が適用されます。

2.2 関係者の役割

建設資材のリサイクルを促進するために、関係者は、適切な役割分担のもとで連携しながら、それぞれが積極的に取り組むことが必要です。

(1) 建設資材の製造者

建設資材の製造に携わる方は、①端材の発生が抑制される建設資材の開発・製造、②建設資材として使用される際の材質・品質等の表示、③廃棄物の再資源化が困難となる有害物質等を含まない素材の使用、などを行うことにより、建設資材廃棄物の発生が抑制されるよう、建設資材のリサイクルが容易となるよう努める必要があります。

(2) 建築物等の設計者

建築物・工作物の設計に携わる方は、①端材の発生が抑制される設計、②分別解体等が容易となる設計、③廃棄物の再資源化が容易となる建設資材の選択、などを行う必要があります。

設計にあたっては、建設資材廃棄物の発生が抑制され、建設資材のリサイクルが効果的に行われるよう工夫するほか、これらに要する費用の低減にも努める必要があります。

建設資材の選択にあたっては、リサイクルが困難となる有害物質等を含まないものを選択するよう努める必要があります。

(3) 発注者・建築物等の所有者

①発注者

一定規模以上の工事（2.4（2）参照）を発注しようとする方は、受注業者（元請）が説明する分別解体等を含む工事の内容、廃棄物の再資源化・縮減の予定等を十分理解し、これらについて工事に着手する7日前までに、県（奈良市・橿原市・生駒市においては市）が定めた窓口へ届出をしなければなりません。工事を自主施工する方も同様に届出が必要です。

契約にあたっては、建設資材のリサイクル・廃木材の縮減（焼却）等が適正に実施されるために必要な費用を負担する必要があります。また、受注業者（元請・下請）が現場内において行う建設資材廃棄物の発生の抑制・分別解体等の円滑な実施に協力する必要があり、特に、廃家電製品・一般廃棄物（ごみ・粗大ごみ）はあらかじめ搬出しておくことが必要です。

②建築物等の所有者

建築物・工作物を所有する方は、これらを適切に維持管理・修繕し、長期的な使用に努める必要があります。適切な維持・修繕工事等は、長期的に廃棄物の発生量を減らすことになるからです。

(4) 元請業者

元請として工事を請け負う方は、建設資材廃棄物の発生を抑制し、建設資材のリサイクルを実施・促進することに関して、中心的な役割を担っていることを認識しなければなりません。元請業者は、発注者に工事の内容等を説明するほか、契約書には、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化・縮減する施設の名称・所在地とこれに要する費用、なども明記しなければなりません。

またその工事の施工者（すべての下請負人を含む。）に対して、分別解体等を含む工事に関する指示はもちろん、廃棄物の再資源化・縮減の適正な実施に必要な指示を明確に行わなければなりません。

(5) 工事の施工者

工事を施工する方は、建設資材廃棄物の発生を抑制し、建設資材のリサイクル・廃木材の縮減を適正に実施しなければなりません。また、①施工方法の工夫、②適切な建設資材の選択、③施工技術の開発、などにより建設資材廃棄物の発生が抑制されるよう、建設資材のリサイクルが容易となるよう努める必要があります。

また、「解体工事業者」又は「建設業者」である受注業者（元請・下請）は、標識を各現場に掲示し、工事の責任者を明らかにしなければなりません。

(6) 建設資材廃棄物の処理者

発生した建設資材廃棄物を受注業者が自ら処理する場合は、原則として元請が再資源化・縮減を適正に実施し、その処理を産業廃棄物処理の許可を受けた業者に委託する場合は、委託を受けた許可業者がこれらを適正に実施しなければなりません。

(7) 県

県は、建設資材廃棄物の発生を抑制し、建設資材のリサイクルを促進するために必要な調査・情報提供・普及や啓発等に努めます。

公共事業の発注者としては、国の施策と連携し、また ISO14001において設定した公共事業に関する目標の達成に必要な措置を行います。

(8) 市町村

市町村も公共事業の発注者であり、国・県の施策と連携して、必要な措置を行うよう努める必要があります。

2. 3 建設リサイクルの基本的方向

(1) 特定建設資材についての分別解体等を促進する基本的方向

ミンチ解体等の不適切な工事を行うと、建設資材廃棄物の再資源化はきわめて困難となってしまいます。

建設資材のリサイクルを促進するためには、まず、特定建設資材（※）4品目についての分別解体等を一定の技術基準に従って実施する必要があります。この技術は、建築物・工作物の状況により異なる場合があるので、工事に従事する方の技能・施工技術・建設機械等の現状を踏まえながら、建築物・工作物の状況に応じた適切な施工方法により実施する必要があります。

また、特に大量の建設資材廃棄物を発生させることとなる解体工事については、最新の知識・技術をもつ方による施工が必要ですから、施工する方の知識や技術力の向上を図るほか、このような技術をもつ方に関する情報が提供され、適切な施工のための監督等が行われる必要があります。

※「特定建設資材」とは、

- ①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材（鉄筋コンクリート二次製品等）、
③アスファルト・コンクリート、④木材 以上の4品目です。

(2) 建設資材廃棄物の再資源化を促進する基本的方向

建設資材廃棄物は、産業廃棄物全体の最終処分量の4割を占め、不法投棄においては全体の9割を占めています（平成7（1995）年度、厚生省等資料）。建設資材廃棄物のこうした現状や

最終処分場のひっ迫といった課題を踏まえると、分別された建設資材廃棄物の再資源化を促進することが重要で、建設リサイクル法では義務づけがない規模の工事から発生した廃棄物についても、再使用・再生利用等のリサイクルを促進する必要があります。

各工事現場の状況等を考慮しながら、できる限り現場内で特定建設資材4品目についての分別解体等を実施し、また、分別解体等が困難であるため混合された状態となった廃棄物についても、特定建設資材廃棄物（※）を選別できる処理施設に搬出し、再資源化を促進することが望されます。

※「特定建設資材廃棄物」の区分は、

- ①コンクリート塊、②アスファルト・コンクリート塊、③廃木材（建設発生木材）
- となります。

なお、これらのことことが円滑に行われるようにするためには、技術開発・関係者間の連携・必要な施設の整備等を推進することにより、建設資材のリサイクルに要する費用を低減することが重要です。

また、発注者は、自らの発注工事から発生した特定建設資材廃棄物が再資源化・縮減された結果（①完了年月日、②施設、③費用）について、受注業者（元請）から報告がされないときや報告の内容が適切でないときは、県（奈良市においては市）が定めた窓口へその旨を申告することができます。発注者は、この規定を活用して、廃棄物の再資源化・縮減に関する契約の履行を確認することが重要です。

2. 4 本県における建設リサイクルの基本的方向

（1）建設資材廃棄物をとりまく状況

①地域の特性

（a）地勢

本県は東西78.5km、南北103.6kmと南北に長めの長方形の県であり、日本のはば中央部、紀伊半島の真ん中にあり、大阪府・京都府・和歌山県・三重県に囲まれて海のない内陸県です。

本県の地形は、吉野川に沿って走る中央構造線により、北部低地と南部吉野山地とに大別でき、北部低地帯の地形は全般的に標高500mないし600mの山地が多く、それらが奈良盆地の四方を囲んでいます。北は平城山丘陵、南は飛鳥の地から高取、竜門山地、そして東は山の辺から大和高原、さらにその東方には室生火山群の山々が連なり、西は矢田丘陵及び生駒、金剛山脈が南北に走っています。高山部の自然林地帯を中心とする南部吉野山地は、険しい岩峰、深い渓谷、早瀬急流、いくつもの瀑布が連続するすぐれた山岳風景とそこに息づく多様な動植物が織りなす素晴らしい自然環境に恵まれており、豊かな自然とふれあうことのできるわが国でも有数の自然地域といえます。

（b）事業所数・従業者数

平成11（1999）年における事業所数の産業別割合は、卸売・小売業、飲食店が42.8%ともっとも多く、ついでサービス業が26.5%であり、建設業は9.5%となっています。同年における従業者数の産業別割合も事業所数と同様な傾向であり、卸売・小売業、飲食店、サービス業、製造業の3業種で全体の80%を超えていました。